

第2回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会

議事要旨

日時：令和4年6月22日（水）13:30～15:02

場所：Web開催

事務局から、配付資料に基づき、主に「国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証ワーキンググループ」での検討結果と、研究者がデータを利用する上での方向について説明。その後、以下のとおり御意見をいただいた。

- ・このような具体的な話にまで検討を重ねてくださったことは高く評価したい。
- ・総合的に考えると、本格的に利用ができる水準の匿名化データを充実させ、それを研究者なら誰でも利用できるようにするのが重要といえる。
- ・国税庁内の税務データだけでなく、他の公的統計の個票データ等とマッチングして利活用できる可能性を残したデータ保存が望まれる。
- ・リモートエグゼキューションをセキュアに実施するためには、国税庁側の人的リソースの準備が必要となると考えられる。
- ・匿名化データ利用の制度設計にあたり、税法上の守秘義務がどのような場合に解除されるのか、改めて整理しておく必要がある。
- ・サンプルデータは、現在、公的統計の分野で話題になっているものの一つであり、プログラムコードの作成や教育利用の観点からも重要視されている。
- ・経済センサスには、徴税目的には使用できない旨の明記があり、税務大学校に公的統計のマイクロデータを持ち込むこと自体かなりハードルが高い。

- ・事務局から示された案を踏まえて、それぞれのメリット及びデメリットを整理するとともに、それぞれの案を並行して進めていくのか、それとも絞っていくのかを今後、議論する必要があると考えている。事務局の方でも今回の議論を整理するようお願いしたい。

以上